

石垣市開発事業事前指導要綱による当該事業計画の判断と市の指導の一覧表

	規定	項目	基準	計画および事業者による説明	基準への適合状況	市による指導または対応	評価
1	一般基準	1防災	(11)施工区域に保安林が接している場合は、保安林境界から水平距離で20m以内の土地について、区画形質の変更及び樹木の伐採を避けること	保安林境界から水平距離で、20m以内の土地にホテル棟が建設され、周囲には大きな排水トレンチが配置される計画。 <u>実施設計の際に建屋の配置を調整することで対応を検討いたします。</u>	不適合	計画修正を先送り実施設計の際に建屋の配置を調整することを容認	基準違反を容認
2	一般基準	3大規模建築物	(3)道路や公園などの公共空間から見て、水平線や稜線(スカイライン)を切らないように配置すること	開発区域が面する国道390号からみて、明らかに水平線を切る配置になっている。	不適合	指導無し、または不明	基準違反を放置
3	一般基準	4道路	(5)道路法第2条第1項に規定する道路から侵入する場合は、進入路を2か所以上確保すること。	道路は1か所。説明不明	不適合	指導無し、または不明	基準違反を放置
4	一般基準	5緑・緑地等	(4)駐車場整備に際しては、傘形樹を植栽し、駐車場の有効面積を木陰とすること	本開発行為の目的は宿泊施設であり、対象車両はレンタカーが主と考えられます。その際、車両の汚れや破損が懸念されることから、植栽は意図的に控えております。	不適合	指導無し、または不明	基準違反を容認
5	一般基準	5緑・緑地等	(5)露店の駐車場を舗装する場合は、駐車スペース部分を緑化ブロック等を用いた施工をすること	実施設計の段階で、不陸や植生不良等の少ない製品を検討いたします。	ずれ有	基準の順守が先延ばしされ、不明	基準の徹底が不十分
6	一般基準	9污水处理	(3)汚水量算定は、給水量を基準として算定すること	基準に対応していないと思われる。対応を示す文書が不明	不明・不適合の可能性大	指導無し、または不明	市条例の適合性判断の基礎となるべきところ、
7	一般基準	10その他	(3)河川又は沿海が汚水、土砂等の流入により影響を受ける恐れのある場合、原則として当該利害関係者の同意が得られていること。	地下浸透させた汚水の流入により沿海が影響を受ける恐れがある。が、漁業権および漁をする権利を有する八重山漁協組合員の漁師に同意の確認はない	不適合	指導無し	基準違反